

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目次

◆ 告 示 字の区域及び名称の変更 土地改良法による換地計画の認可 土地の立入の通知

◆ 教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

◆ 教委告示 昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号の一部改正

◆ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の字の区域及び名称を次のように変更した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変 更 前 変 更 後

大杵字北崎九〇番及びこれに伴う道路、水路、堤塘等の国有地の全部、大杵字畑ケ田一五七番の一のうち、一五七番の二のうち、一五八番の一、一五八番の二のうち、一五九番のうち

大杵字代ノ田

大杵字代ノ田九六番の一のうち九七番、九八番のうち、一〇〇番の一、及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部、大杵字畑ケ田一五七番の二のうち及びこれに伴う水路の国有地の全部、大杵字代ノ田九四八番のうち、一五二番のうち、九二番のうち及びこれに伴う水路、堤塘等の国有地の全部、大杵字畑ケ田一四九番のうち、一五二番のうち、九二番のうち及びこれに伴う水路

大杵字畑ケ田

大杵字湯草田一〇五番の三のうち及びこれに伴う水路の国有地の全部、大杵字畑ケ田一四九番の一のうち、一四九番の二のうち、一五一番のうち、一五一番の二のうち、一五二番のうち、一五二番の二のうち、一五七番のうち、一五七番の二のうち、一五七番の三のうち、一五七番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の全部、大杵字畑ケ田一五七番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の全部

大杵字田中土居

大杵字狭間一四七番の一及びこれに伴う道路、水路、堤塘等の国有地の全部

大杵字代畑ケ

大杵字狭間六一九番のうち、六二二番、大杵字安養田二四八番の五のうち、六二四番のうち、六二五番、六二六番のうち、六三〇番のうち、六三一番のうち、六三一番の二のうち、六三一番の三のうち、六三一番の四のうち、六三一番の五のうち、六三一番の六のうち、六三一番の七のうち、六三〇番、大杵字馬草田二二八番の二、二二九番の二、二三〇番の二、二三一番の二、二三二番の二、二三三番の二、二三四番の二、二三五番の二、二三六番の二、二三七番の二、二三八番の二、二三九番の二、二四〇番の二、二四一番の二、二四二番の二、二四三番の二、二四四番の二、二四五番の二、二四六番の二、二四七番の二、二四八番の二、二四九番の二、二五〇番の二、二五一番の二、二五二番の二、二五三番の二、二五四番の二、二五五番の二、二五六番の二、二五七番の二、二五八番の二、二五九番の二、二六〇番の二、二六一番の二、二六二番の二、二六三番の二、二六四番の二、二六五番の二、二六六番の二、二六七番の二、二六八番の二、二六九番の二、二七〇番の二、二七一番の二、二七二番の二、二七三番の二、二七四番の二、二七五番の二、二七六番の二、二七七番の二、二七八番の二、二七九番の二、二八〇番の二、二八一番の二、二八二番の二、二八三番の二、二八四番の二、二八五番の二、二八六番の二、二八七番の二、二八八番の二、二八九番の二、二九〇番の二、二九一番の二、二九二番の二、二九三番の二、二九四番の二、二九五番の二、二九六番の二、二九七番の二、二九八番の二、二九九番の二、三〇〇番の二

大杵字上土居

大杵字狭間六一九番のうち、六二二番、大杵字馬草田二二八番の二、二二九番の二、二三〇番の二、二三一番の二、二三二番の二、二三三番の二、二三四番の二、二三五番の二、二三六番の二、二三七番の二、二三八番の二、二三九番の二、二四〇番の二、二四一番の二、二四二番の二、二四三番の二、二四四番の二、二四五番の二、二四六番の二、二四七番の二、二四八番の二、二四九番の二、二五〇番の二、二五一番の二、二五二番の二、二五三番の二、二五四番の二、二五五番の二、二五六番の二、二五七番の二、二五八番の二、二五九番の二、二六〇番の二、二六一番の二、二六二番の二、二六三番の二、二六四番の二、二六五番の二、二六六番の二、二六七番の二、二六八番の二、二六九番の二、二七〇番の二、二七一番の二、二七二番の二、二七三番の二、二七四番の二、二七五番の二、二七六番の二、二七七番の二、二七八番の二、二七九番の二、二八〇番の二、二八一番の二、二八二番の二、二八三番の二、二八四番の二、二八五番の二、二八六番の二、二八七番の二、二八八番の二、二八九番の二、二九〇番の二、二九一番の二、二九二番の二、二九三番の二、二九四番の二、二九五番の二、二九六番の二、二九七番の二、二九八番の二、二九九番の二、三〇〇番の二

大杵字五反田

大杵字下八町三一四番、三一五番、三一六番の一のうち、三一六番の二のうち、三一七番の二のうち、三一八番の二のうち、三一九番の二のうち、三二〇番の二のうち、三二一番の二のうち、三二二番の二のうち、三二三番の二のうち、三二四番の二のうち、三二五番の二のうち、三二六番の二のうち、三二七番の二のうち、三二八番の二のうち、三二九番の二のうち、三三〇番の二のうち、三三一番の二のうち、三三二番の二のうち、三三三番の二のうち、三三四番の二のうち、三三五番の二のうち、三三六番の二のうち、三三七番の二のうち、三三八番の二のうち、三三九番の二のうち、三四〇番の二のうち、三四一番の二のうち、三四二番の二のうち、三四三番の二のうち、三四四番の二のうち、三四五番の二のうち、三四六番の二のうち、三四七番の二のうち、三四八番の二のうち、三四九番の二のうち、三五十番の二のうち、三五一番の二のうち、三五二番の二のうち、三五三番の二のうち、三五四番の二のうち、三五五番の二のうち、三五六番の二のうち、三五七番の二のうち、三五八番の二のうち、三五九番の二のうち、三六〇番の二のうち、三六一番の二のうち、三六二番の二のうち、三六三番の二のうち、三六四番の二のうち、三六五番の二のうち、三六六番の二のうち、三六七番の二のうち、三六八番の二のうち、三六九番の二のうち、三七〇番の二のうち、三七一番の二のうち、三七二番の二のうち、三七三番の二のうち、三七四番の二のうち、三七五番の二のうち、三七六番の二のうち、三七七番の二のうち、三七八番の二のうち、三七九番の二のうち、三八〇番の二のうち、三八一番の二のうち、三八二番の二のうち、三八三番の二のうち、三八四番の二のうち、三八五番の二のうち、三八六番の二のうち、三八七番の二のうち、三八八番の二のうち、三八九番の二のうち、三九〇番の二のうち、三九一番の二のうち、三九二番の二のうち、三九三番の二のうち、三九四番の二のうち、三九五番の二のうち、三九六番の二のうち、三九七番の二のうち、三九八番の二のうち、三九九番の二のうち、四〇〇番の二のうち

大杵字安養田

米子市大谷町及び陰田町地内
四 立ち入ろうとする期間
昭和四十年三月二十九日から
昭和四十年六月三十日まで

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月九日

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

倉吉農業高等学校								三朝分校							
定時制課程				全日制課程				定時制課程				全日制課程			
農業学科				農業学科				農業学科				農業学科			
家庭科	農林科	生活科	家庭科	園芸科	農業土木科	畜産科	農林科	家庭科	農林科	生活科	家庭科	園芸科	農業土木科	畜産科	農林科
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市大谷一六六番地	〃	東伯郡三朝町大字大瀬字戸崎九九六番地	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市大谷一六六番地
三〇	四〇	一〇〇	四〇	一三〇	一三〇	二四〇	三〇	四〇	一〇〇	四〇	一三〇	一三〇	二四〇	二四〇	

に、

を

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

阿毘縁分校										矢戸分校										溝口分校										日野実業高等学校														
定時制課程					農業学科					定時制課程					農業学科					定時制課程					農業学科					定時制課程					農業学科									
家庭科		農業科			生活科		家庭科		農林科	家庭科		農業科			家庭科		農林科	家庭科		農業科			家庭科		農林科	家庭科		農業科			家庭科		農林科											
"					日野郡日南町大字阿毘縁一二一四番地の一					"					"					日野郡日南町矢戸一一六四番地の一					"					日野郡溝口町溝口二九七番地					"					日野郡江府町字小江尾七六番地				
三〇					一五〇					三〇					三〇																													

赤 碓高等学校																								
定時制課程					農業学科					全日制課程					家庭学科					普通学科				
家庭科		農業科			農産製造科		家政科		家庭科	家庭科		普通科			家庭科		家政科			家庭科		普通科		
"					"					"					"					東伯郡赤碓町赤碓一九五七番地の一				
一一〇					五〇					一〇〇					二五〇									

赤 碓高等学校																									
定時制課程					農業学科					全日制課程					家庭学科					普通学科					
家庭科		農業科			家庭科		農産製造科	家政科		家庭科	家庭科		普通科			家庭科		家政科			家庭科		普通科		
"					東伯郡東伯町徳万五七一番地					"					"					東伯郡赤碓町赤碓一九五七番地の一					
八〇					四〇					五〇					一〇〇					二五〇					

を

に

を

附則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号（鳥取県立高等学校の校

別表中

日野実業高等学校			矢戸分校			阿毘縁分校		
定時制課程			定時制課程			定時制課程		
農業学科			農業学科			農業学科		
農業科	農業土木科	家庭科	農林科	家庭科	生活科	農業科	家庭科	農業科
日野郡江府町字小江尾七六番地	"	"	日野郡日南町矢戸一六四番地の一	"	"	日野郡日南町大字阿毘縁二二四番地の一	"	"
六〇			一五〇			三〇		

に改める。

名、位置及び課程、学科等についての一부를次のように改正する。

昭和四十年四月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

倉吉農業高等学校						三朝分校					
全日制課程						定時制課程					
農業学科						農業学科					
農林科	畜産科	農業土木科	園芸科	家庭科	生活科	農林科	家庭科	生活科	農林科	家庭科	農業科
倉吉市大谷一六六番地	"	"	"	"	"	東伯郡三朝町大字大瀬字戸崎九九六番地	"	"	"	"	"

を

赤 碓高等学校					
定時制課程			全日制課程		
農業学科		家庭学科		普通学科	
家庭科	農業科	農産製造科	家政科	家庭科	普通科
"	"	"	"	"	東伯郡赤碓町赤碓一九五七番地の一

に、

赤 八橋分校 碓高等学校					
定時制課程		定時制課程		全日制課程	
農業学科		農業学科		家庭学科	
家庭科		農産製造科		家庭科	
家庭科		家庭科		普通科	
"	東伯郡東伯町徳万五七一番地	"	"	"	"

を

倉吉農業高等学校									
定時制課程					全日制課程				
農業学科					農業学科				
家庭科		農林科		生活科		家庭科		園芸科	
家庭科		農林科		生活科		家庭科		園芸科	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

に、

倉吉市大谷一六六番地

日野実業高等学校		定時制課程	農業学科	農業土木科	日野郡江府町字小江尾七六番地
溝口分校		定時制課程	農業学科	農業科	日野郡溝口町溝口二九七番地
矢戸分校		定時制課程	農業学科	家庭科	〃
阿毘縁分校		定時制課程	農業学科	家庭科	〃

日野実業高等学校		定時制課程	農業学科	農業科	日野郡江府町字小江尾七六番地
矢戸分校		定時制課程	農業学科	家庭科	〃
阿毘縁分校		定時制課程	農業学科	家庭科	〃

を

に改める。

公 告

昭和40年3月30日にて実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和40年4月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一般毒物劇物取扱者試験合格者

谷口 忠道 堀江 真澄 里田 京子 池田 成

土井 順子

農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

西垣 善寛 瀧本 輝幸 亀井 久徳 川本 俊雄
高田 寛